

東京都都民の森条例（平成二年東京都条例第六十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																				
<p>第一条から第十六条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別表第三（第六条、第十三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="282 518 1081 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用者種別</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> <td rowspan="2">(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 児童及び生徒とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒をいう。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p>	名称	使用者種別	利用単位	利用料金	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	<p>第一条から第十六条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別表第三（第六条、第十三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 518 1973 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用者種別</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 児童及び生徒とは、小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒をいう。</p> <p>2及び3（略）</p>	名称	使用者種別	利用単位	利用料金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	使用者種別	利用単位	利用料金																		
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)																		
	(現行のとおり)		(現行のとおり)																		
名称	使用者種別	利用単位	利用料金																		
(略)	(略)	(略)	(略)																		
	(略)		(略)																		